令和7年4月

公益財団法人交通遺児等育成基金

支援給付事業担当

令和7年度　緊急時見舞金について

1 概　要

自動車事故により亡くなられた保護者または重度後遺障害を負われた保護者をもつ、義務教育終了前のお子様がいる家庭のうち、特に生計が苦しい家庭を前提として、さらに義務教育終了前のお子様や保護者が死亡した場合、病気等で重度後遺障害を負った場合、または災害被害に遭われた場合にお見舞金として支給します。

下記、支給要件にすべて該当する方は、別紙 に記載の提出書類を、郵送にて当基金までご提出ください。

※世帯・収入状況を審査をした上での支給となります。

2 支給要件（※下記⑴～⑷の要件すべてに該当する方）

(1) 主として生計を支えていた者が、自動車事故により死亡、または、重度の後遺障害(※1)が残った者の家庭。

(2) 義務教育終了前のお子様がいる家庭。

(3) 住民税又は所得税が非課税の世帯。または非課税相当世帯であること (※2)

(4) 上記⑴～⑶に該当する家庭において、さらに義務教育終了前のお子様またはその保護者が死亡した場合。または病気等により重度後遺障害を負った場合。あるいは、災害等により居住する家屋が全壊または半壊の被害を受けた場合

(※1) 重度の後遺障害： 自動車損害賠償保障法施行令 別表第１ または 別表第２ に掲げる後遺障害の第１級から第３級に該当する方。

(※2) 非課税相当世帯：課税額が 別表 に記載の計算式で算出した額の範囲内であること。

3 支給金額

(★) 交通遺児等の家庭… 上記、支給要件⑴～⑶に該当する家庭

お申し込み事由	支　給　金　額	
①　交通遺児等の家庭(★)において、さらに義務教育終了前のお子様、またはその保護者が死亡した場合、または病気等により重度後遺障害を負った場合	１家庭あたり　１０万円	
②　交通遺児等の家庭(★)において、災害等により居住する家屋が全壊または半壊の被害を受けた場合	全壊半壊	１家庭あたり １０万円
	全壊半壊以下	1家庭あたり 5万円

4 申し込み期限〆

随時受付中

※　ただし、申し込み時点で**お子様が義務教育を終了していると対象外**となり、申し込みができなくなるのでご注意ください。

5 支給期日

支給決定後、速やかに支給

6 提出書類

※　別紙　の用紙をご覧ください

7 提出郵送先・お問い合わせ先

▼ **提出郵送先**

〒102-0083
千代田区麹町4-5海事センタービル7階
（公財）交通遺児等育成基金　支援給付事業係　宛

▼ **お問合せ先 （平日 9:00~17:00）**

TEL：0120-16-3611　(ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ)
FAX：03-3237-8931
E-mail：sien@kotsuiji.or.jp（右記QRコード）

メールアドレス

■ **注意事項（必ずご一読ください）**

※ 当該事業において、過去にお申込みをされたことがある方についても、本年度の収入や世帯状況を審査するため、別紙に記載されている必要書類は毎回必ず全てご提出ください。

※ 住民票は必ず**申込用紙の申込者と「世帯の状況欄」に記入したご家族全員分**が記載されたものをご提出ください。対象のお子様と別居している場合についても、それぞれ住民票を取得してください。記載がない場合は追加提出のご連絡をいたしますのであらかじめご承知おきください。

※ 書類不足不備等が発生した場合、個別にご連絡いたします。そのため、当法人業務時間内にて連絡可能な連絡先を必ずご記入くださ

※ ご提出いただいた書類一式につきましては返却をしておりませんのであらかじめご了承ください。

別　表

課税がある場合の非課税相当条件について

課税額が以下に記載している計算式で算出した額の範囲内（算出額＞課税額）であれば非課税の扱いとします。

(1)「源泉徴収票」で確認する場合

条　件　下記の計算式の算出額が、 令和 7 年度源泉徴収票の「源泉徴収税額」より多い場合、非課税相当とする。
（算出額＞課税額）

計算式　480,000 円 × A × B

A　＝お子様の数（16歳未満の子のみ）
B　＝所得税率（※課税所得額により変動）

例　義務教育終了前のお子様　2名、所得税率5%の場合
480,000 ×2×0.05＝48,000＞課税額となる場合、
非課税扱いとなります。

(2)「課税証明書」で確認する場合

条　件　下記の計算式の算出額が、 令和7年度 (令和6年分) 課税証明書の「年税額」より多い場合、非課税相当とする。
（算出額＞課税額）

計算式　430,000 円 × A × B

A　＝お子様の数（16歳未満の子のみ）
B　＝住民税率（10% ）※全国平均値

例　義務教育終了前のお子様　2名の場合
430,000 ×2×0.1＝86,000＞課税額となる場合、
非課税扱いとなります。

↓郵送あて先（提出する際、以下切り取ってご利用ください）

〒102-0083
東京都千代田区麹町4-5　海事センタービル7階

（公財）交通遺児等育成基金　支援給付事業係 宛